

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
保温車	<p>輸送する食料品等の品質保持等のため、物品積載設備の内部の温度を一定に保って専用に輸送する冷蔵冷凍車以外の自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、用途区分通達4-1(3)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料品等を収納する物品積載設備を有し、かつ、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。</li> <li>2 1の物品積載設備は、外気温に関わらず食料品等を一定の温度に保つことができる保温装置を有すること。</li> <li>3 物品積載設備内の水が、走行等による揺動により漏洩、飛散することを有効に防止することができる構造を有すること。</li> <li>4 保温装置は、自動車に備えた動力源により作動させることができるものであること。</li> <li>5 物品積載設備には、適当な大きさの開口部を有する積卸口を有すること。</li> </ol>	